

キルギスへの新たな外国人入国措置について

令和3年6月10日

●キルギス政府（外務省）は、6月10日付けで、キルギスへ入国する外国籍者及び無国籍者に対し、次のことを発表しました。キルギスに入国される方は、下記の点に留意するようお願い致します。また、状況は流動的ですので、常に最新の情報を確認してください。

- 1 外国籍及び無国籍の方は、①（検体採取日時より起算して）入国72時間以内に実施されたPCR検査結果、もしくは②新型コロナウイルス・ワクチン接種証明書を提示しなければなりません。

これまでは、PCR検査結果の有効期間が「キルギスに向けて出発する航空機に搭乗する72時間以内」だったものが、「入国72時間以内」に短縮されるとともに、PCR検査結果に代わるものとして新型コロナウイルス・ワクチン接種証明書が追加されました。

- 2 これらの要件は、キルギス政府機関の招待により来訪する外交団・国際機関の構成員及び5歳以下のお子様には適用されません。
- 3 不測の事態もしくはフライト時間等の理由により、PCR検査結果の有効期間（72時間）を超過した場合、外国籍及び無国籍の方は、到着した空港でPCR検査を受けなければなりません。

●本措置の実施開始日は、陸路は6月12日（土曜日）から、空路は6月19日（土曜日）からとなっております。ただし、変更がなされる可能性がありますので、常に最新の情報を確認してください。

【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地：ビシュケク市ラザコヴァ通り 16 番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>